

学校いじめ防止基本方針

岡崎市立額田中学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

- (1) いじめは、人の命も奪いかねない絶対に許されない行為である。いじめを起こさせないためには、「いじめはどこでも起こりうる」という認識のもと、いじめにつながる些細な兆候を見逃さないことが重要である。そのためにも、一部の教員が動くのではなく、学校全体で組織的に対応していく必要がある。
- (2) 学校は生徒にとって安心できる場であり、伸び伸びとその個性を伸長できる場でなければならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進する。

2 いじめ撲滅宣言

生徒会とタイアップし人権集会を開き、いじめ撲滅宣言を全校で宣言する。

「いじめをしない させない 見逃さない」と各自宣言する。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えに対し組織として対応する。構成員は、校長、教頭、主幹、教務、校務、校務補佐、指導員、養教、学年主任、生徒主事、進路主事とし、必要に応じて、スクールカウンセラーを加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

学校評価アンケートをもとに、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

② 教職員への共通理解と意識啓発

年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

いじめアンケートや教育相談の結果を集約・分析し、効果的ないじめ防止対策に努める。

③ 生徒や保護者、地域に向けての情報発信と意識啓発

ア 学校のみで解決することに固執しない。

- ・保護者の訴えや地域の人からの情報提供には謙虚に耳を傾ける。

イ 開かれた学校づくりに努める。

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・積極的に学校の指導方針や取組を知らせ、保護者や地域の理解や協力を得る。

ウ 情報は隠蔽することなく、正確な情報を伝える

- ・実際にいじめが発生したときには、個人情報の取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保する。

エ 関係機関との連携

- ・学校の指導の限界を超える深刻ないじめについては、警察署と連携して対処する。
- ・日常的に警察と連携協力できる関係を築く。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に

努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) 校内指導体制の整備

①生徒の実態把握

ア 毎週金曜日の4時間目にいじめ不登校対策委員会・生徒指導委員会を開き、生徒に関する情報交換を行う。

- ・生活に関するアンケートや個別面談を学期に2回実施する。

②危機管理の心構え「さしすせそ」の確認

- ・さ 最悪を想定する し 慎重に対処する す 素早く対処する
- ・せ 誠意をもって対処する そ 組織の一員として対処する

③生徒指導部の機能化

- ・いじめ問題をはじめ、生活指導上の問題について確実な情報交換や対策を協議する。
- ・職員との連携を密にし、知り得た情報を効果的に活用する。

④実践的な校内研修の実施

- ・専門の講師によるカウンセリング演習を実施する。
- ・いじめに関するビデオを視聴する。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

①様々な集団活動、体験活動の推進

- ・ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動等、人間関係や生活体験を豊かなものとする活動を積極的に取り入れ、生徒の社会性や涵養や情操を培う。
- ・生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

②きめ細かな学習指導

- ・学力遅滞の生徒に対してのサポートや分かる喜びのある授業に心がける。
- ・生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

③生命尊重教育の推進

- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・かけがえのない命に対する畏敬の念を培い、生命を尊重する態度や「生きる力」を育む教育の充実を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ①いじめアンケートや教育相談を定期的実施(学期2回)し、生徒の小さなサインを見逃さないように努

める。

②教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。

③いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

①いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

②被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

③加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

④教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

⑤いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

⑥ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加える等して対応する。

(3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（6月、12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

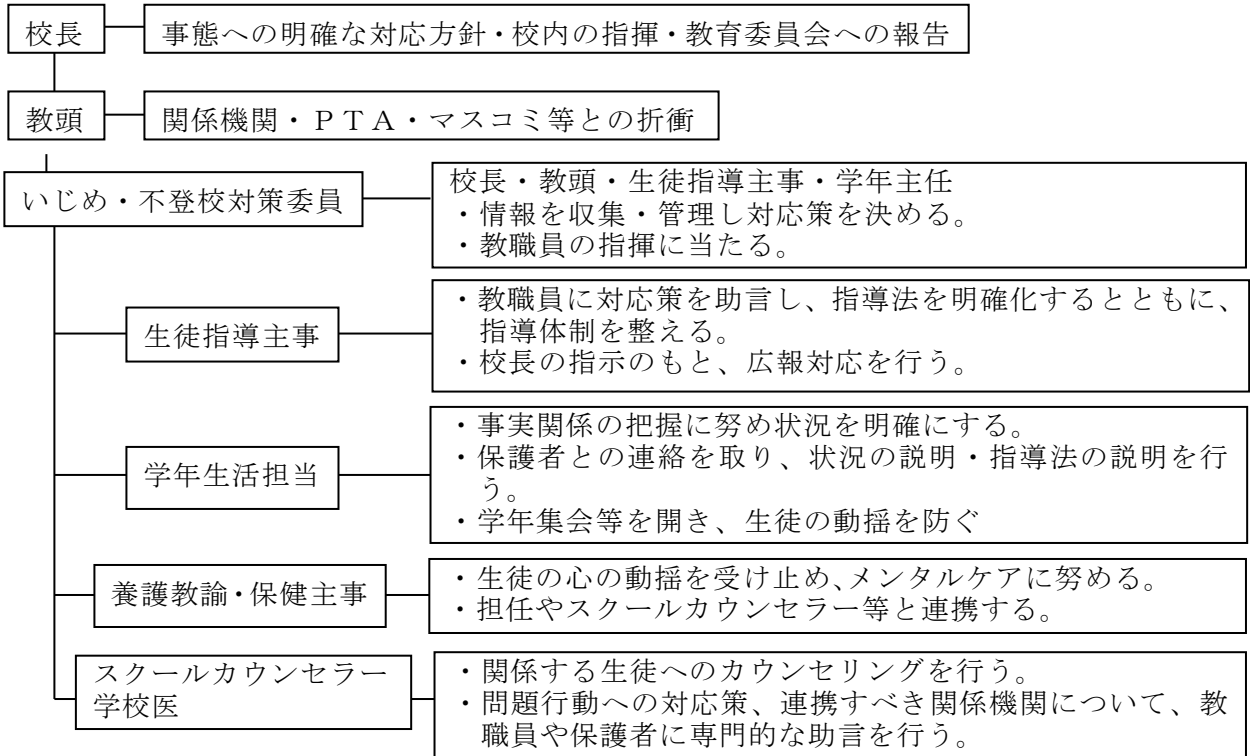
7 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ基本方針」はホームページに掲載し周知を行う。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【校内緊急時対応体制】



【重大事態の対応フロー図】

